

ケアハウス あじさい園 料金（月額）

事務費 利用料の収入に応じて下表の階層に区分されます。

生活費 46,090円

管理費 12,590円

冬期暖房費 2,120円(11月～3月までの5ヶ月間)※

電気料 個人使用実費分

電話料金 個人使用実費分

(単位 円)

階層	対象年収額(注1)	利用料※		管理費	基本料金
		生活費	事務費		
1	1,500,000円以下	46,090	10,000	12,590	68,680
2	1,500,001～1,600,000円	46,090	13,000	12,590	71,680
3	1,600,001～1,700,000円	46,090	16,000	12,590	74,680
4	1,700,001～1,800,000円	46,090	19,000	12,590	77,680
5	1,800,001～1,900,000円	46,090	22,000	12,590	80,680
6	1,900,001～2,000,000円	46,090	25,000	12,590	83,680
7	2,000,001～2,100,000円	46,090	30,000	12,590	88,680
8	2,100,001～2,200,000円	46,090	35,000	12,590	93,680
9	2,200,001～2,300,000円	46,090	40,000	12,590	98,680
10	2,300,001～2,400,000円	46,090	45,000	12,590	103,680
11	2,400,001～2,500,000円	46,090	50,000	12,590	108,680
12	2,500,001～2,600,000円	46,090	57,000	12,590	115,680
13	2,600,001～2,700,000円	46,090	64,000	12,590	122,680
14	2,700,001円以上	46,090	68,900	12,590	127,580
夫婦で利用する場合の事務費 徴収額の算出1,500,000円以下 (注2)		46,090	7,000	12,590	65,680
		92,180	14,000	25,180	131,360

(注1) 対象年収とは、前年度の収入から租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注2) 夫婦の収入及び必要経費を合算し合計額の1/2をそれぞれ個々の対象経費とし、その額が150万円以下に該当する場合上記の表の階層1から30%減額した額を夫婦それぞれの事務費本人事務費徴収額とする。

※食費につきましては3食とも利用料に含まれております。

※上記の利用料及び冬期暖房費は、県の通知により改定することがあります。

※上記の事務費は呼称変更により「サービスの提供に要する費用」になります。

平成29年4月改正